



コスモス

10月 2020 (令和2年)
神無月 - OCTOBER -

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 利子税・還付加算金等の割合の引下げ

市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金及び納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税の特例基準割合について、令和3年1月1日以後の期間に対応するものから「国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）」の年平均に上乗せされている年1%の割合が年0.5%の割合に引き下げられます。

10月の税務と労務

国 税	9月分源泉所得税の納付	10月12日
国 税	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月15日
国 税	8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	11月2日
国 税	2月決算法人の中間申告	11月2日
国 税	11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 （年3回の場合）	11月2日
地方税	個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日	
労 務	労働者死傷病報告（7月～9月分）	11月2日
労 務	労災の年金受給者の定期報告 （7月～12月生まれ）	11月2日
労 務	労働保険料第2期分の納付 （労働保険事務組合委託の場合は11月16日）	11月2日



新型コロナ対策で国等から支給される 助成金等の課税・非課税区分

新型コロナウイルス感染症に伴う助成金や給付金等が課税されるかどうかは、原則として所得税法の規定によります。

具体的には、所得税法第9条に非課税とされる項目が限定列举されており、ここに記載のないものは、特別法等で非課税と定めない限り、課税となるのが基本的な考え方です。また、保険金や損害賠償金等については、所得税法施行令第30条の規定により、次のものが非課税所得に該当すると定めています。

- (1) その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- (2) その見舞金の支給額が社会通念上相当であること

図表1
新型コロナに伴い支給される主な助成金等の課税関係

非課税	I 所得税法が非課税の根拠となるもの	学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
		学生支援緊急給付金
		心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）
		低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
		新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
		企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券（通常時のものは雑所得に区分されるものとして課税）
II 新型コロナ税法が非課税の根拠となるもの	特別定額給付金（新型コロナ税法4条1号）	
	子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税法4条2号）	
	東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のものは雑所得に区分されるものとして課税）	
III 支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）	
	新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）	
課税	IV 事業所得等に区分されるもの	持続化給付金（事業所得者向け）
		家賃支援給付金
		農林漁業者への経営継続補助金
		文化芸術・スポーツ活動の継続支援
		東京都の感染拡大防止協力金
		雇用調整助成金
		小学校休業等対応助成金
		小学校休業等対応支援金
	V 一時所得に区分されるもの	持続化給付金（給与と所得者向け）
	VI 雑所得に区分されるもの	持続化給付金（雑所得者向け）

- (3) その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

課税対象となる助成金等を令和2年中に受け取った場合は、令和3年3月15日までに確定申告が必要となります。

法人については、持続化給付金などは「支給決定があった日」、雇用調整助成金などは「給付原因の事実があった日」の属する事業年度での処理となります。

図表1に沿って主な助成金等の課税関係等を見てください。

【非課税】.....

I 所得税法による非課税

所得税法第9条1項15号で「学資として支給される金品」、同条1項17号で「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」として4項目が挙げられています。

II 新型コロナ税特法による非課税

1 特別定額給付金

国民1人につき、10万円を給付。

2 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当受給世帯に対象児童1人につき、1万円を上乗せ給付。

III 雇用保険臨時特例法による非課税

1 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

2 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金

1の制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた従業員等（雇用保険の被保険者）のうち、休業期間中に休業手当を受けることができなかった従業員等に対して、その従業員等の申請により、休業前賃金の80%（月額上限33万円）を休業実績に応じて支給する制度です。また、2は雇用保険被保険者でない従業員等についても1に準じて給付金の支給が受けられます。

【課税】.....

課税扱いとされる場合は、事業所得等に該当します。

IV 事業所得等に該当するもの

1 持続化給付金（事業所得者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大によって事業収入が大幅に減少した事業者に対して最大で法人は200万円、個人事業者は100万円が支給される給付金。この給付金は、法人・個人に関わらず課税対象とされ、税務上、法人は雑収入、個人事業者は事業所得等になります。ただし、売上激減の経営環境においては、経費などの損金が大きく、影響は小さいと考えられます。

なお、消費税は不課税です。

2 家賃支援給付金

令和2年5月から12月の売上高について、1カ月で前年同月比50%以上減少又は連続する3カ月の合計で前年同期比30%以上減少のいずれかに該当するなど一定の要件を満たす法人・個人事業者へ支給。

給付額の算定方法は、申請時の直近1カ月における家賃に基づき算定した給付額の6倍で、法人で最大600万円、個人事業者で最大300万円が支給されます。

V 一時所得に該当するもの

VI 雑所得に該当するもの

V、VIについては、持続化給付金の対象拡大により、確定申告書における主たる収入として、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を事業収入ではなく、給与所得又は雑所得の収入に計上しているフリーランスなどについても、適用対象となりました。

これを受けて、国税庁は持続化給付金の所得区分に一時所得と雑所得を追加しています。

◇ 損害賠償金等の取扱い

今後、感染症対応によっては、民間で損害賠償が発生してくる可能性があります。そこで、その課税関係を整理すると次のようになります（図表2）。

① 非課税

㊸ 収入金額として課税

㊹ 損失の金額の計算で控除

なお、㊹の損失（医療費等）が保険金等より少なく保険金等が残っているときは、その保険金等は非課税となります。

図表2
損害賠償金等取得した場合の課税関係

取得原因				課税関係	具体例			
心身に加えられた損害に基因して取得するもの				給与又は収益の補償	非課税	給与又は事業の収益の補償として加害者から受けるもの	㊦	
				慰謝料その他精神的補償料など		非課税		慰謝料、示談金
				相当の見舞金		非課税		いわゆる災害見舞金
資産に加えられた損害に基因して取得するもの	棚卸資産など			課税	棚卸資産の火災保険金、特許権の侵害による補償金		㊧	
	店舗、車両などの固定資産	収益の補償		課税	復旧期間中の休業補償金			
		資産そのものの損害補償	補償を約したもの	課税	収用等により漁業権等が消滅することにより受けるもの		㊨	
			突発的なもの	非課税	火災保険金、店舗の損害により受ける損害賠償金			
		相当の見舞金			非課税	いわゆる災害見舞金		㊩
必要経費に算入される金額を補償するために受ける損害賠償金等				課税	従業員の給与や一時借りした仮店舗の賃借料の補填のために受けるもの			㊪
医療費控除の対象とされる医療費がある				非課税	医療費を補填するために受けた保険金			㊫

標準報酬月額の上限改定（厚生年金保険）

令和2年9月より、厚生年金保険の標準報酬月額の上限が改定されました。

標準報酬月額は、毎月の保険料や保険給付の額を計算するときに用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬額を一定の等級に区分したものにあてはめて決定します。従来の標準報酬月額は、第1級「8万8千円」から第31級「62万円」の範囲で定められていましたが、令和2年9月より上限等級が1つ追加され、第32級「65

万円」となります。

この改定に際して事業主からの届出は不要とされ、該当する被保険者がいる事業主には令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送られます。

なお、健康保険の標準報酬月額は変更がありません。厚生年金保険とは等級の範囲が異なり、第1級「5万8千円」から第50級「139万円」の範囲で定められています。

法人税・所得税 帳簿書類等の保存期間

1 法人の取扱い

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を保存しなければなりません。

保存期間については、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間でしたが、平成23年12月税制改正により青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年とされたことに伴い、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長されました。また、平成27年度及び28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されています。

2 個人の取扱い

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行い、その記帳義務に基づき作成した帳簿書類を保存しなければなりません。

保存期間は、帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など）については7年、書類については決算書類（損益計算書、貸借対照表、棚卸表など）及び現金預金取引等関係書類（領収証、小切手控、預金通帳、借用証など）は原則7年、その他の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）は5年です。

3 電子データ保存（法人・個人）

納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ所轄税務署長の承認を受ける必要があります。



消費税 キャンセル料

いわゆるキャンセル料といわれるものには、解約に伴う事務手数料としての性格のものと、解約に伴い生じる逸失利益に対する損害賠償金としての性格のものがあります。

キャンセル料に対する消費税の取扱いは、次のとおりです。

- ① 解約に伴う事務手数料としてのキャンセル料は、役務の提供の対価ですから課税の対象となります。
- ② 逸失利益に対する損害賠償金としてのキャンセル料は、本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金ですから、資産の譲渡等の対価に該当しないため課税の対象となりません。
- ③ 事業者がキャンセル料の全額について①と②を区分することなく一括して受領しているときは、その全額を不課税として取扱います。

土壤汚染地の相続税評価

被相続人が土壤汚染地を所有していた場合には、撤去費用など土壤汚染の状況を評価額に反映させることができます。

『土壤汚染地の評価額』は、「汚染がないものとした場合の評価額」から「浄化・改善費用に相当する金額」、「使用収益制限による減価に相当する金額」及び「心理的要因による減価に相当する金額」を控除する「原価方式」による評価方法が最も客観性が高い評価方法とされています。また、「浄化・改善費用に相当する金額」については環境大臣が指定する指定調査機関の見積額の8割相当額とするのが相当であるとされています。

土壤汚染地として評価する土地は、課税時期において土壤汚染の状況が判明している土地であり、可能性があるなどの潜在的段階では評価することができません。また、浄化・改善費用の額が確定している場合には、「確実な債務」として債務控除の対象となります。